

郡の以我が大和國は郡山、高取、柳本、楸原、芝村、小峯、柳生、田原本の八藩が分置
 郡山に在り久保、大寺、正生の五藩の分邑、高取藩領所、奈良奉行所及百三十三ヶ所の代
 領所、柳本、高取、柳生、寺院、社家、箕原等を管領し同年五月の改置を以て
 下六月各藩版籍を奪還し、同五年二月奈良縣の一部を分つて五條縣を、同四年
 を以て郡山縣、高取縣、**概要** 楸原縣、芝村縣、**要** 柳生縣、田原本縣の
 五縣を廢して更に奈良縣を統轄するに至り、明治九年一月
 に併合し更に明治十四年二月奈良縣は大阪府に編入せられたため、大阪府に編入
 した大阪府を削いで、再び奈良縣を置き、大和全國を管轄し以つて今日に至る
 明治三十四年四月奈良縣郡外に明和を合併して十郡とし、同三十一年二月添上郡奈良町に市制加
 正十五年郡制廢止、現在は十市十郡百四十九ヶ町村を管轄してゐる。

地

位置 本縣は畿内の東南部に在り、十市十郡二十九町百二十ヶ村を管轄してゐる。東は三重縣と境
 し西は大和府に隣り南は和歌山縣に接し北は京都府に接し、(東緯)35度33分より北緯
 36度12分より北緯)37度2分より北緯)37度47分まで延してゐる。

地勢 南北に長く東西は狭く山岳は四面を圍繞して北を總じて山連してゐるのである。東は
 見山、高見山、大塚ヶ原山、備後山等の群峰を隔て、三津、和歌山縣に接し南は熊野灘を以
 て和歌山縣の諸嶺山嶽と接し、西は金剛、葛城、備前、生駒の連山起伏して大阪府に接を
 制してゐる。

河川及河川 山嶽の大なるものに七福山、佛經山、彌山、釋迦ヶ原、大塚ヶ原山、國草原等があり、
 例ねる南の方に流れて海に注いでゐる。河川は飛鳥、富田、龍田、奈良其の他數多の小川が
 各流して大和川となり、西流して大阪府に入り、宇陀川は湖を穿て郡に注ぎ、津和野を經り名取
 川となり押の浦に北流して京都府に注ぎ、吉野川は東の湖を大塚ヶ原に發し、南流する
 河川して紀の川となり南流に大和、又十津川、北山川は共に吉野郡の山間に發し和歌山縣を經
 て南海に注いでゐる。

面積 本縣は東經)6°13分南緯)10°22分、面積は3,683.6平方町である。之を郡山郡
 に觀して最も大なる吉野郡の2,262.7平方町で面積の約62%を占め、次に山後、生駒、
 添上、磯城、新葛城、宇智、高田、南葛城の各郡順々に小さく奈良の4,913.7平方町は最も
 大である。

地質 本縣の地質は錯雑混入してゐるが、之を分類すれば南生は大部分中生代にして中生代は

概要

沿革

幕政の頃我が大和國は郡山、高取、柳本、櫛羅、芝村、小泉、柳生、田原本の八藩が分封管治し、和歌山、津、久居、大多喜、壬生の五藩の分邑、高取藩預所、奈良奉行所及百三十三ヶ所の代官所、旗本、宮堂上、神社、寺院、社家等に分屬してゐた、明治元年五月、高取藩預所、奈良奉行所及百三十三ヶ所の代官所、旗本、宮堂上、神社、寺院、社家、管領等を奉還し同年五月奈良縣を置き之を合せ管轄し、同二年六月各藩版籍を奉還し、同三年二月奈良縣の一部を分つて五條縣を、同四年七月藩を廢して縣を置き、郡山縣、高取縣、柳本縣、櫛羅縣、芝村縣、小泉縣、柳生縣、田原本縣となつたが、同年十一月各縣を廢して更に奈良縣を設け、大和全國を統轄するやうになつた、明治九年四月奈良縣を廢し堺縣に併合し更に明治十四年二月堺縣は大阪府に編入せられたため、大阪府に屬したが明治二十年十一月十日大阪府を割いて、再び奈良縣を置き、大和全國を管轄し以つて今日に至つてゐる明治三十四年四月添上郡外十四郡を合併して十郡とし、同三十一年二月添上郡奈良町に市制施行、大正十二年郡制廢止、現在は、一市十郡百四十九ヶ町村を管轄してゐる。

土地

位置 本縣は畿内の東南部に位し一市十郡二十九町百二十村を管轄してゐる、東は三重縣に境し西は大阪府に隣り南は和歌山縣に境し北は京都府に接し、東徑135度33分より起つて136度12分に至り北緯33度52分より34度47分に達してゐる。

地勢 南北に長く東西に狭く山岳は四面を圍繞して北方纔に開通してゐるのみである、東は國見山、高見山、大臺ヶ原山、備後山等の群峰を隔て、三重、和歌山縣に境し南は峻嶺相重つて和歌山縣の諸嶮山嶽と交叉し、西は金剛、葛城、信貴、生駒の連山起伏して大阪府と境を劃してゐる。

山嶽及河川 山嶽の大なるものに七面山、佛經岳、彌山、釋迦ヶ岳、大臺ヶ原山、國見岳等があり、何れも南方に巍峨として屹立してゐる、河川は飛鳥、富雄、龍田、葛城其の他數多の小川が合流して大和川となり西流して大阪府に入り、宇陀川は源を宇陀郡に發し三重縣を経て名張川となり再び遙かに北部を匯りて京都府に赴き、吉野川はその源を大臺ヶ原に發し中央を貫流して紀ノ川となり南海に入り、又十津川、北山川は共に吉野郡の山間に發し和歌山縣を経て南海に注いでゐる。

面積 本縣は東西64.13軒強南北102.22軒弱で、面積は3,688.6方軒である、之を郡市別に觀て最も大なるは吉野郡の2,262.7方軒で總面積の六割二厘を占め、宇陀、山邊、生駒、添上、磯城、北葛城、宇智、高市、南葛城の各郡順次之に亞ぎ奈良市の29.8方軒は最小である。

地質 本縣の地質は錯雜混入してゐるが、之を分類すれば南半は大部分古生層にして中生層は

其の南端の一部を占め北半は火成岩より成つてゐる、地質には花崗岩、安山岩があり、水成岩層中には片麻岩の地が多く之に亞いで第三紀層が多く、其の他の地層は此等の間に介在して小面積を占むるのみである。

民業及産物 民業は農業を主とし山地に於ては林業を兼ね、又市街地には専ら商工業に従事し養蠶、製茶を業とするもの亦尠くない、物産の主なるものに米、賣藥、綿絲に紡績、杉用材、酒類、麥、金巾、繭、鉛、檜用材、メリヤス生地、蚊帳、靴下、シャツ及ズボン下、木炭、スイカ(西瓜)、蠶絲類、綾綿布、墨、蓄音機レコード、凍豆腐、屠肉(牛)、醤油、採肉(鶏)、モミ、シラベ、トウヒ用材等なり。

気 象

- 氣 壓** 昭和十五年の平均氣候は756.5耗で前年に比べて188.5耗高くその最高は十一月の760.5耗、最低は八月の753.0耗である。
- 氣 温** 昭和十五年中の平均氣温は攝氏14.4度で平年より0.1低く、年内を通じ氣温の最高極は七月十八日の35.7度、最低極は二月十日の零下4.9度である
- 降 水 量** 昭和十五年に於ける降水量は1,292.3耗で平年の1,433.0耗に比較すれば140.7耗少く、一ヶ月の平均降水量は107.7耗で降水量の最も多い月は六月の339.5耗、最小は一月の5.9耗である。

戸 口

人口靜態

- 現住人口** 警察戸口調査規程に依る昭和十五年末の戸口は戸數124,748戸人口618,045人内男301,688人女316,357人で女100人につき男95.4人に該り一戸當の平均人員は4.95人である。前年末に比し人口5,472人を増し一方軒當の人口は167人となつてゐる。
- 現在人口** 昭和十五年國勢調査の結果に依る現在人口は620,509人で内男305,681人女314,828人女100人につき男97.1人で昭和五年國勢調査に比べて總數38人増し内男330人を減じ女368人を増加し、一方軒當人口は168である。

一 方 軒 當 人 口

			國 勢 調 査 現 在 人 口	戸 口 調 査 = 依 ル 現 住 人 口			國 勢 調 査 現 在 人 口	戸 口 調 査 = 依 ル 現 住 人 口
添 上 郡			200	199	北 葛 城 郡		752	762
生 駒 郡			452	448	南 葛 城 郡		462	481
山 邊 郡			237	216	宇 智 郡		299	291
磯 城 郡			514	519	吉 野 郡		43	44
宇 陀 郡			113	112	奈 良 市		1,878	1,555
高 市 郡			570	584				

人口動態

婚 姻 昭和十五年の婚姻は6,314件で前年に比し1,288件多く、人口千に對する婚姻率は1.0.18件である。

離 婚 離婚は441件で前年に比し53件を増しその人口千に對する割合0.71件である。

出 生 出生總數は16,521人にして前年に比し2,637人(1割9分)を増し人口千に對する出生率は26.62である。

死 産 死産は總數926にして前年に比し63人(7分3厘)を増加し人口千に對する死産率は1.49にして前年に比し0.14増加してゐる。

死 亡 死亡者は總數10,613人にして前年に比し995人減少 人口千に對する死亡率は17.10前年に比し1.07減少してゐる。

自然増加 昭和十五年に於ける本縣人口の自然増加は5,908人内人口千に對する増加率は9.52に上り前年に比べて3,632人(13割3分2厘)多く増加せり。

農 業

耕地面積 昭和十五年末に於ける耕地面積は44,085町5段 内田32,650町1段(7割1分8厘) 畑11,435町4段(2割8分2厘)で耕地は總面積の1割2分に該つてゐる。

最近五ヶ年間の趨勢を觀るに次の通である。

		總 數	田	畑
昭和	11	44,765.3	33,122.2	11,643.1
〃	12	44,654.5	33,066.7	11,587.8
〃	13	44,305.3	32,825.5	11,479.8
〃	14	44,222.9	32,7539.0	114,690.0
〃	15	44,085.5	32,650.1	11,435.4

同年中の耕地面積の移動は擴張25町7段内田9町3段(8割6分2厘) 畑16町4段(6割3分8厘) その潰廢は164町1段内田115町2段(7割0分2厘) 畑48町9段(2割9分8厘)でその他の地目變換等による移動を加へ、前年末に比し137町4段を減少してゐる。

農家戸數 昭和十五年末に於ける農家戸數は59,524戸にして總戸數の4割7分7厘に當り前年に比して1,099戸を(1分8厘)減少してゐる。

農業を専業させるものは32,394戸(5割4分4厘) 兼業させるものは22,130戸(4割5分6厘)で、更に之を自作、小作別に觀るに自作20,993戸(3割7分2厘) 小作15,477戸(2割6分) 自作兼小作23,054戸(3割6分8厘)となつてゐる。

最近五ヶ年間の趨勢を觀るに次の通である。

		總 數	専 業	兼 業	自 作	小 作	自 作 兼 小 作
昭和	年 末 11	62,490	41,427	21,003	21,981	17,099	23,410
"	12	62,484	41,364	21,120	22,203	16,642	23,639
"	13	61,201	36,992	24,209	21,699	16,207	23,235
"	14	60,623	36,917	23,706	21,348	15,972	23,303
"	15	59,524	32,394	23,130	20,993	15,477	23,054

耕地所有農家戸數 昭和十五年末に於ける耕地所有農家戸數は53,781戸で前年に比し885戸(1分6厘)を減じてゐる、耕地五段歩未滿の所有者は總數の5割3分8厘を占め、五段以上一町歩未滿は2割8分6厘で一町歩以上は1割7分6厘に過ぎない。

最近五ヶ年間に於ける趨勢を觀るに次の通である。

		總 數	五 未 段 滿	五 以 段 上	一 以 町 上	三 以 町 上	五 以 町 上	十 以 町 上	五 以 十 町 上
昭和	年 末 11	56,171	31,742	14,968	7,981	1,058	326	94	2
"	12	56,009	31,603	15,068	7,800	1,089	343	104	2
"	13	54,545	29,945	15,066	8,006	1,079	345	102	2
"	14	54,666	29,735	15,242	8,212	1,057	323	94	3
"	15	53,781	28,935	15,388	8,161	941	279	74	3

商 業 及 金 融

會 社 本縣内に本社又は本店を有する昭和十五年末の會社は406その拂込資金及出資額は總額46,599千圓である。

會社の組織より觀るに株式會社193、合資會社126、合名會社79、有限8で拂込資本金又は出資額は株式40,181千圓、合資3,923千圓、合名2,029千圓、有限466千圓でその平均は株式208千圓、合資31千圓、合名26千圓、有限57千圓である。

總會社を業態別に區別するに商業の171最も多く總數の4割2分1厘を占め、工業の151、運輸業の61、農業の22、鑛業の1をなつてゐる。

銀 行 昭和十五年末に於て本縣内に本店を有する銀行は2行その支店及出張所は53にして拂込資本金は10,250,000圓、準備金は5,736,700圓にして前年に比し後者に於て290,000圓を増加してゐる、昭和十四年中の入金は3,931,797,162圓、出金は3,931,190,336圓で、利益金は1,834,135圓、配當金は600,000圓である。昭和十五年末の預金現在

高は101,229,985圓にして前年に比し17,201,898圓(2割5厘)を増してゐる。

郵便貯金 昭和十五年度末現在に於ける郵便貯金預入人員は687,479人、その金額は75,800,952圓で前年より46,203人、14,711,246圓多く、預入人員一人當金額は110圓26錢にして前年度末に比し一人當15圓を増してゐる。

交通及災害

道路 昭和十五年末に於ける道路總延長は15,082軒338、内國道54軒386縣道1,177軒007市道236軒285町村道13,614軒660で前年末に比し316軒882を減じてゐる。

鐵道軌道 昭和十五年末鐵道軌道延長は267軒で内國有13軒9、私有173軒1、停車及停留場137、内國有26、私有111である、同年中に於ける(以下官設鐵道は含まず)乗車人員は36,588,670人(一日平均100,243人)降車人員36,807,223人(一日平均100,814人)で賃金總額は5,250,097圓内旅客収入は5,064,498圓、貨物及手小荷物其他収入は185,599圓である。

水災及暴風雨被害 昭和十五年の水災及暴風雨被害損失見積價額は1,343,122圓である、特に被害の多かつたのは大和川流域に於ける被害損失見積價額の768,565圓にして總見積價額の5割7分2厘を占め、淀川流域は297,572圓2割2分2厘、吉野川流域は211,260圓1割5分7厘、十津川流域は65,725圓4分9厘で總見積價額前年に比し970,982圓26割9厘増加してゐる。

社 會

慈惠賑恤資金 昭和十五年度末の慈惠賑恤資金歳入出内歳入18,391圓、歳出17,425圓にして其の主なるものは教護院費、補助費等にし其の金額16,816圓、總支出の9割1分4厘を占めてゐる。

日本赤十字社及愛國婦人會 昭和十五年末に於ける赤十字社員は35,800人で中佩有功章53人、特別947人、終身正18,418人、正社員16,382人で、愛國婦人會員は42,132人、中佩有功章1,314人、特別維持8人、特別1,728人、通常39,082人となつてゐる。

健康保險

工場及被保險者 昭和十五年末に於ける健康保險法適用工場及事業場数は1,138で前年度に比し

50 (4分6厘) を増加してゐる。

被保険者は總數13,744人、中男8,890人、女4,854で前年度に比べて553人(4割1分9厘)を増してゐる。

教 育

學齡兒童 昭和十五年三月一日現在に於ける學齡兒童總數は101,761人で男は50,184人、女は51,577人中就學始期既達者は86,643人、(男42,535人、女44,108人)就學始期未達者は15,118人、(男7,649人、女7,469人)で前年度に比べ前者は553人を増し、後者は122人を減し、總數に於て431人を増してゐる、學齡兒童の中尋常小學校の在學者及卒業者は101,460人で、不就學兒童は301人ありその中就學猶豫は215人、就學免除は86人となつてゐる、就學始期既達者100人中の就學歩合は99.70人にして前年度に比し0.03人を増加してゐる。

小 學 校 昭和十五年三月一日現在に於ける小學校は320校ありその内譯は尋常小學校116、尋常高等小學校201、高等小學校3で前年度に比し總數に於て2校減じてゐる。

學級は尋常345、尋常高等2,072、高等12、合計2,429で前年度に比し5を増しゐる、兒童は103,384人、内尋常科85,687人、高等科17,697人で前年度より尋常科、高等科共に多く、合計に於て535人(5厘)を増してゐる。

入學者は23,773人内尋常科11,091人、高等科9,682人で前年度より937人(3分8厘)少く、卒業者は尋常科14,356人、高等科7,671人、合計22,027人で前年度より136人(6厘)を増してゐる。

師 範 學 校 縣立二校ありその學級19、教員は兼務者を除き45人で内有資格者42人、無資格者3人となつてゐる、生徒は557人内本科518人、專攻科39人にして前年度に比し151人(3割7分)増加してゐる。

青年學校教員養成所 縣立農事試驗場に併置し學級1、教員6人、内專務者3人、兼務者3人で生徒は25人あり、入學者16人卒業者9人なり。

中 學 校 縣立5校、私立3校あり學級は合計123で教員の總數は他よりの兼務者を除き223人一校當の教員は18.1人となつてゐる、教員の内有資格者は181人で、總數の8割1分2厘を占め、生徒は總數5,772人で前年より318人を増して一校當722人、教員一人當26人となつてゐる。

高等女學校 縣立6校、町立1校、私立2校、合計9校あり、學級は120、教員は本務者198人で内有資格者179人(9割0分4厘)となつてゐる、生徒の數總は5,879人で逐年増加し前年度より229人(4分1厘)多くなつてゐる。

實業學校 (甲) 校數は17でその内譯は農業5、工業2、商業2、職業學校8となつてゐる、學級は合計101内農業27、工業17、商業21、職業36で、前年度より5學級を増し、教員201人、内農業56人、工業42人、商業49人、職業54人で前年度より29人増し、生徒は

、總數4,578人で内農業1,207人、工業663人、商業1,030人、職業1,678人前年度より193人を増してゐる。

實業學校 (乙) 職業2校あり、學級は8にして兼務者を除く教員は9人、生徒266人にして前年度に比し農業2校減少してゐる右は農業2校は何れも甲種に昇格せしによるものなり。

青年學校 校數230學級578で教員は本務者354人兼務者1,243人となつてゐる、指導員は471人内男463人、女8人で生徒の總數は16,345人、内男12,384人、女3,961人で、一校當の生徒數は711人となつてゐる。

盲啞學校 1校あり12學級で教員16人、生徒は100人で内學齡兒童は72人(7割2分)を占めてゐる。

幼稚園 園數は17で逐年その數を増し組數57 保母66人、幼兒1,755人、入園兒1,698人、保育滿期者1,244人で前年度より組數1、幼兒24人、保育滿期者93人を各減じ、入園兒に於て59人を増してゐる。

圖書館 圖書館令に依る圖書館は館數82で藏書冊數は302,447冊、開館延日數21,389日で閱覽人員は248,439人となり前年度に比べて圖書冊數13,181冊、閱覽人員49,832人を減じてゐる、一館當り一日の閱覽人員は8人餘りとなつてゐる。

公學費 昭和十五年度の公學費歳入總額は2,332,766圓、内縣費1,659,564圓、市費342,375圓、町村費330,827圓で前年度より629,759圓(3割7分)を増してゐる。歳出總額は5,824,572圓、内縣費4,253,335圓、市費173,472圓、町村費1,397,765圓で前年度より1,044,130圓(2割1分8厘)を増加してゐる。

公學資産 昭和十五年度末に於ける公學資産の總見積價額は15,936,267圓で内前年度より176,968圓(1割1分2厘)多くなつてゐる、建物の價額は10,205,697圓で總價額の6割4分0厘を占め在地價額は敷地附屬地を合せて3,214,311圓(2割0分2厘) 圖書機械・標本器具價額は合せて2,516,259圓(1割5分8厘)となつてゐる。

社 寺

神社 昭和十五年末の神社は1,519でその内譯は官幣社10、縣社28、郷社26、村社1,047無格社401、招魂社1となつてゐる、この中神饌幣帛料供進指定神社は423となつてゐる。

神職 昭和十五年末に於ける神職は總數331人内官幣社64人、縣社43人、郷社42人、村社181人、無格社1人で前年末に比べて11人多く、神社一につき神職の數は官幣社6.4人、縣社1.5人、郷社1.6人、村社0.2人となつてゐる。

寺院 昭和十五年末の寺院は1,800で眞宗の592ヶ寺が最も多く、淨土宗の346ヶ寺、眞言宗の343ヶ寺之に亞ぎ、其の他の各宗の寺院は合せて519ヶ寺に過ぎない。

住職 寺院に仕ふる住職は昭和十五年末に於て總數1,524人で眞宗の518人は最も多く、淨土宗の308人、眞言宗の288人、融通大念佛宗の171人等はその主なるもので、その他は合せて239人に過ぎない、一寺院に對する住職の割合は0.8人に該る。

警 察

警察職員 警察部及縣下18警察署の職員總數は791人で内662人は警察官にして職員總數の8割3分7厘に該つてゐる。

定員巡査1人に對する人口は1,092人で更に之を警察署に屬する警部補、巡査の總數511に對比すれば1,209人に該つてゐる。

交通事故 昭和十五年に於ける自動車、自動自轉車、自轉車、電車、汽車、人力車、荷車等に依る交通事故の件數は84件なり其の最も多きは自動車の39件で總數の4割6分4厘を占め、電車の28件、汽車の10件等順次之に亞ぎ、死者數は41人、傷者數は120人で歩行者の被害最も多く52件で死傷合せて185人に及んでゐる。

火災及消防 昭和十五年に於ける家屋火災の度數は115件で失火は98件に及び總數の8割5分2厘を占め、之を住家非住家別に觀るに住家の内全燒棟數は55、半燒棟數は13で其の燒失建坪は8,675坪内全燒7,631坪、半燒1,044坪なり、非住家は全燒棟數は55、半燒棟數は13となつてゐる。

火災に依る損害見積總額は511,541圓にして前年より163,431圓多く火災度數1回に付4,448圓の割合である。

山林、原野の火災度數は47件あり前年に同じにして其の燒失坪數は444,987坪で損失見積額は497,146圓となつてゐる。

消防團は昭和十五年末に於て消防組152あり、その組員の總數は31,127人で一年間の經費は181,811圓となつてゐる、ガソリン唧筒は自動車21で其の他のものは275あり、水管車164腕用唧筒360となつてゐる

變死 昭和十五年中の變死者の總數は275人で前年より40人多く、之を種類別に觀るに自殺144人、災害その他131人にして自殺は總數の5割2分4厘に該る、自殺者の144人を因由別に觀るに其の主なるものは病苦に依る45人(3割1分3厘)厭世に依り25人(1割7分4厘)其の主なるものである。

自殺者を年齢別に觀れば50歳以上が46人にして其の首位を占め、20歳以上30歳未満の42人、30歳以上40歳未満の22人、40歳以上50歳未満の15人等は最も多い。

精神病者 昭和十五年末に於ける精神病者は1,267人で前年より比し52人少く總數の中1,086人(8割5分7厘)は收容又は監置を要せない者である。

貸座敷 昭和十五年末の貸座敷數は74、娼妓は624人でその一戸當8人となつてゐる、同年中の遊興人員は418,835人、その消費金額は1,739,924圓で前年に比べて前者78,245人(1割5分7厘)少く、後者に於ては306,472圓(2割1分4厘)を増加してゐる。

犯罪 昭和十五年中に有ける犯罪の發生件數は8,042件にして前年に比し1,191件(1割7分4厘)を増加してゐる、犯罪中最も多いものは諸法令違反は3,714件、強竊盜の罪1,062件で、業務上横領の罪2,189件、詐欺及恐喝の罪287件等は其の發生の多いもので之等を合して9割2厘、他の犯罪は併せて9分8厘に過ぎない。

縣外發生事件を含む檢舉件數は8,338件で前年より719件(8分6厘)を増加してゐる。

衛 生

醫 師 昭和十五年末の醫師總數は358人、その免許資格別を觀るに官公私立専門學校卒業210人(5割8分6厘)大學卒業97人(2割7分1厘)試験及第49人(1割3分7厘)從來開業1人(3厘)限地開業1人(3厘)となつてゐる。

醫師一人に對する人口の割合は1,726人である。

齒科醫師 昭和十五年末の齒科醫師總數は172人、前年に比し6人増してゐる、之を資格別に觀れば指定學校の卒業者は100人で總數の5割8分1厘に該り、試験及第は72人(4割1分9厘)となつてゐる。

藥劑師 昭和十五年末現在の藥劑師總數は306人で前年より38人を増したのみである、官公私立指定藥學専門學校卒業237人にして總數の7割7分5厘に當り、試験及第者は69人となつてゐる。

産 婆 昭和十五年末の産婆は715人にして前年末より13人多い。

傳 染 病 昭和十五年の法定傳染病患者は腸チブス271人、赤痢234人、ヂフテリヤ177人、猖紅熱43人、バラチブス32人、流行性腦脊髓膜炎18人、痘瘡13人、合計788人に及び前年に比して215人(2割5分2厘)を減少してゐる、以上の中死亡率の最も高いものは流行性腦脊髓膜炎の5割5分6厘、バラチブスの2割1分9厘、赤痢の1割7分9厘、腸チブス1割5分5厘、ヂフテリヤの1割1分9厘、猖紅熱の7分の順となつてゐる。

財 政

國 費 昭和十五年度に於ける國庫經費の本縣支出額は1,796,630圓(特別會計を除く)で前年に比し1,292,230圓(4割1分8厘)の減少となつてゐる。

縣 費 昭和十五年度に於ける縣歲入額は14,691,732圓で内經常部は7,079,511圓、臨時部は7,691,732圓となり前年度に比べて4,731,151圓(4割7分5厘)を増してゐる、稅收入は4,699,184圓で歲入總額の3割2分0厘に該り、その主なるものは國庫補助金の3,107,925圓(2割1分2厘)縣債の2,909,070圓(1割9分8厘)國庫下渡金1,451,491圓(9分9厘)等である。

歳出は總額14,691,732圓、内經常費5,491,279圓、臨時部7,612,222圓で前年度より5,680,353圓(6割3分0厘)多く、その主なるものは縣償費2,134,514圓(2割3分7厘)市町村立小學校教員費2,031,745圓(2割2分5厘)土木費1,439,764圓(1割6分)等である。

市町村費 昭和十四年度に於ける市町村費歲入額は10,629,758圓にして前年度より1,117,840圓(1割1分8厘)多く、歲入の内稅收入は3,988,628圓で總額の3割7分5厘)を占め、國庫補助補給交付金2,377,661圓(2割2分3厘)前年度繰越金1,071,341圓(1割1厘)等はその主なるものである。

歳出は総額9,229,099圓で前年度より706,684圓(8分3厘)多く、歳出の主なるものは教育費3,588,680圓(3割8分9厘)が筆頭で役所役場費は1,507,821圓(1割6分3厘)土木費610,907圓(6分6厘)等はその主なるものである。

諸税負擔 昭和十五年度に於ける縣民負擔の租税は總額15,320,815圓で前年度より4,658,090圓(4割3分7厘)を増してゐる、租税の内譯は直接國税6,130,368圓、縣税4,699,184圓、市町村税4,491,263圓で之を現在戸口に對比するに一戸當りは國税49圓14錢、縣税37圓67錢、市町村税36圓00錢、合計122圓81錢で人口一人當は總額24圓79錢となり一人當にして前年度より17圓38錢を増してゐる。

選舉及官公吏

選 舉 毎七年改選の貴族院議員多額納税者議員の昭和十四年九月第八回選舉に於ける議員定數は1人互選資格者は100人である、互選權を有する者の直接國税の總納額は278,374圓で前回より170,069圓多く、一人當納税額の最高は47,696圓、最低は1,023圓である。

昭和十五年十二月二十日現在の衆議院議員は5人で選舉有權者は136,290人である、人口千につき選舉有權者は22.02人で議員一人に對する有權者は27,258人である。

昭和十五年十二月二十五日の縣會議員は30人にして、その選舉有權者總數は131,847人で前年より有權者1,610人を増し、議員一人につき有權者は4,688人、人口は20,602人に該つてゐる。

昭和十五年末現在の市町村會議員は2,139人で、その内譯は市會議員36人、町會議員484人、村會議員1,619人となつてゐる、選舉有權者は市會12,792人、町會37,796人、村會81,255人、合計181,843人で一市町村當議員は14.95人、その有權者は922人となつてゐる。

官 公 吏 昭和十四年末に於ける縣職員の總數は1,000人、(警察官、學校職員並神職を除く)その俸給年額は769,365圓で内譯は勅任1人、奏任23人、奏任待遇77人(内休職2人を含む)判任207人、判任待遇316人(内休職2人を含む)縣吏員98人、雇員270人となつてゐる、一人當の俸給年額は769圓37錢に該る。

昭和十五年末現在の市町村制に依る市町村吏員の總數は4,670人で報酬俸給年額707,218圓で内名譽職は3,484人である、有給吏員一人當の俸給年額は594圓30錢に該る。